

24宗郷第252号
平成24年9月20日

宗像市文化財保護審議会
会長 西谷 正様

宗像市教育委員会
教育委員長 井上 裕之

宗像市指定文化財について（諮問）

宗像市文化財保護条例（平成15年宗像市条例第77号）第4条第3項の規定により、
下記のとおり諮問します。

記

1 平山天満宮本殿1棟について

平成24年8月 6日

宗像市教育委員会 様

申請者 住所 宗像市吉留3186

氏名 宗教法人 八所宮

官司 麻生 藤七



宗像市指定文化財について（申請）

このことについて、宗像市文化財保護条例第4条第2項及び宗像市文化財保護条例施行規則第2条により、関係書類を添えて申請します。

記

(1) 有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の区分

有形文化財（建造物）

(2) 名称及び員数

平山天満宮 本殿 1棟

(3) 所在地

宗像市吉留字平山960

(4) 所有者及び権限に基づく占有者並びに管理責任者、管理団体又は保持者及び保持団体の氏名（保持団体にあたっては代表者）又は名称及び住所

宗教法人八所神社 宦司 麻生 藤七

宗像市吉留3186

(5) 現状

平山天満宮は宗像市の吉留集落に鎮座する。一間社流、博板仮葺の構造形式とする。早くから覆屋が設けられ長年にわたり補修が繰り返されてきたため、保存状態は良好であり、宗像市における十八世紀半ばの神社本殿建築の様相をよく偲ぶことができる。

(6) 法量

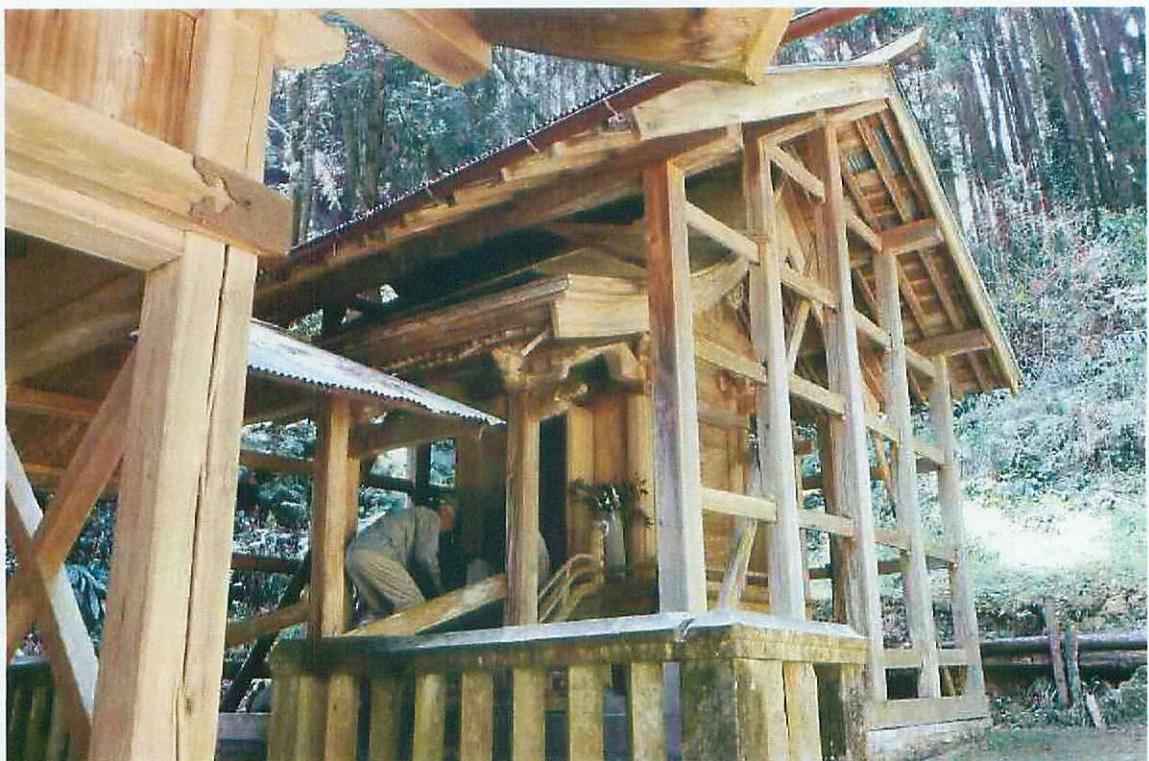
別途図面参照

(7) 由来、歴証、伝説、作者、伝来等

なし

(8) その他参考になる事項

なし



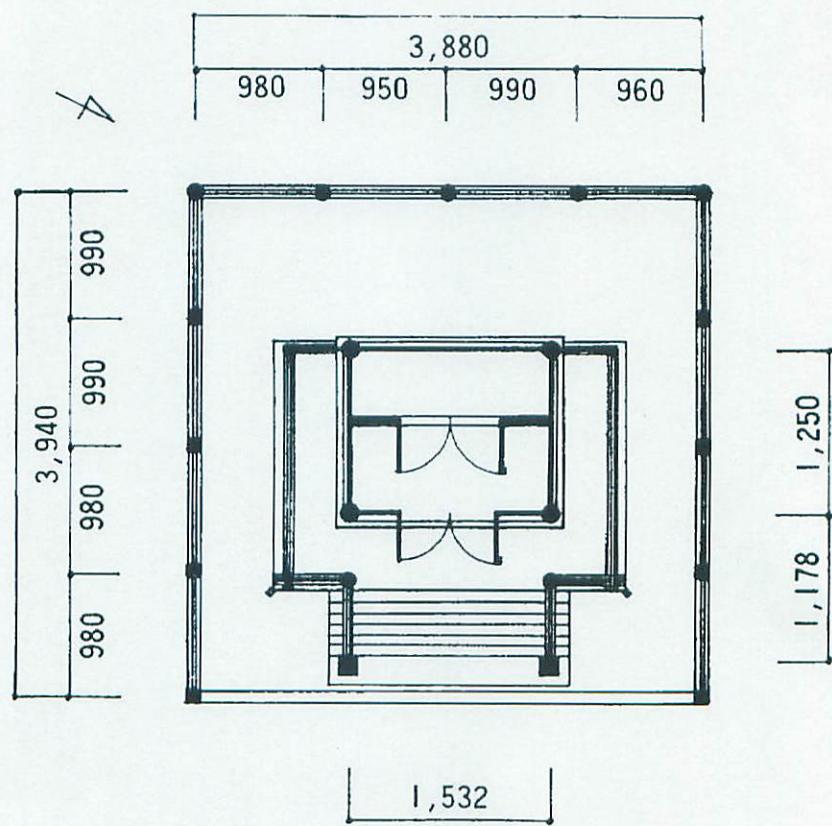
平山天満宮本殿



平山天満宮本殿（妻飾）



平山天満宮本殿（木鼻・虹梁）



平山天満宮本殿平面図

抜 粹

○宗像市文化財保護条例

第2章 市指定有形文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項及び県条例第4条第1項の規定により指定されたものを除く。以下同じ。）のうち市にとって重要なものを宗像市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）別表に規定する宗像市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定をするときは、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知するものとする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

○宗像市文化財保護条例施行規則

(指定の申請)

第2条 条例第4条第1項、第22条第1項、第28条第1項及び第35条第1項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に写真及び図面を添えて、宗像市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

- (1) 有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の区別
- (2) 名称及び員数
- (3) 所在地
- (4) 所有者及び権原に基づく占有者並びに管理責任者、管理団体又は保持者及び保持団体の氏名（保持団体にあっては代表者）又は名称及び住所
- (5) 現状
- (6) 法量
- (7) 由来、微証、伝説、作者、伝来等
- (8) その他参考となる事項